

会 議 録

教育長	令和6年度第15回沖縄市教育委員会定例会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。 教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。
教育長	本日の会議録の署名については、大田弘美委員を指名いたします。 それでは日程第1、「教育長の一般報告」について、お手元の資料よりいくつか抜粋して報告いたします。 報告資料「2月教育長参加行事一覧」のとおり報告。
教育長	何か確認したい点がございましたら、ご質疑等よろしく願いいたします。
各委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第2、議案第18号「沖縄市教育支援センター規則について」事務局より説明をお願いいたします。
青少年センター 一所长	それでは議案第18号「沖縄市教育支援センター規則について」説明いたします。 青少年センター所長より、別紙「沖縄市教育支援センター規則について」のとおり説明。 以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。

会 議 録

嘉納委員	4 ページの第 4 条の利用者について、県立の球陽中学校の生徒たちの利用はどうなりますか。
青少年センター所長	第 3 号の「前 2 項に掲げるもののほか、教育委員会が認める者」というところに対応いたします。実際、球陽中学校の生徒を見ているという現状がございますので、それも鑑みまして第 3 号を設定しているところでございます。
嘉納委員	5 ページになりますが、指導員の場合は、「青少年指導員を置くことができる」と書いてありますが、「指導員を置く」ではまずいのでしょうか。必置という形にはできないですか。将来的に無くなる可能性があるのでしょうか。
青少年センター所長	今のところ無くなるという予定はございません。細かいところにつきましては、要綱等で定めるような形になります。
嘉納委員	説明では教育研究所と青少年センターを統合しますよね。第 9 条について、教育研究所にも運営協議会があって、青少年センターにも運営協議会があるので、それを統合しての教育支援センター運営協議会だと思うのですが、議題に対して、教育支援センターの運営協議会を開いた際に、議題の内容が教育研究所の研究教員のことであったり、あるいは青少年センターの青少年の教育のことであったり、今まで個別の運営協議会だったものが統合すると内容の議論の質的なものが全然違ってくると思いますが、その辺は問題ないでしょうか。
青少年センター所長	嘉納委員のおっしゃるとおり、心配されるところはございますが、不登校であったり、GIGA スクールであったりそれぞれの分野の委員が選別していくというような形をとろうと思っております。
嘉納委員	現在の教育研究所と青少年センターの運営協議会のメンバー

会 議 録

	は何名ぐらいいるのでしょうか。
青少年センター所長	現在の運営協議会委員の人数は、教育研究所が 3 名、青少年センターが 10 名おります。
本永委員	8 ページの第 2 条に青少年教育相談指導員が 3 条、4 条と続いておりますが、沖縄市教育支援センター規則の中に職員として包括されて明記されているのでしょうか。
青少年センター所長	教育相談指導員は、今でもおまして、次年度の教育支援センターでも継続していく予定です。ですが、現在の規則に載っているのは、会計年度任用職員にあたりますので、今回の規則からは割愛しております。5 ページの方に青少年指導員があると思いますが、青少年指導員に関しましては報酬で各中学校地区にいる、夜間街頭指導を行う指導員となっております。会計年度任用職員で常駐かつ教育支援センターで働く方々を規則に載せるというのは、あまり好ましくないということでカットしております。ただ、次年度も残るということには変わりありません。
嘉納委員	今、教育研究所と青少年センターの所長は課長が兼ねているのでしょうか。
青少年センター所長	課長級が教育研究所と青少年センターの所長を兼ねております。
嘉納委員	そうなると教育支援センターは課長級が 1 人で回す形になるということでしょうか。
青少年センター所長	恐らくそうなるのかと思います。
教育長	確認になりますが、13 ページに開館時間と使用時間の説明が

会 議 録

	あったと思いますが、教育支援センターの開館時間については基本、午前 9 時から午後 5 時までで、以前は午前 9 時から午後 9 時までですよね。開館は午後 5 時までだけど使用するのは、午後 9 時までは可能ということでしょうか。
青少年センター 一所長	はい。施設はそうなります。いわゆる、役所と似たような形になります。ただ、公の団体が使えるわけではなく、関係団体のみが使える形となります。
教育長	他に質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 18 号「沖縄市教育支援センター規則について」は、原案のとおり決定としてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 18 号について、原案のとおり決定いたします。
教育長	続いて、日程第 3、議案第 19 号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いいたします。
教育総務課主 事	それでは議案第 19 号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」説明いたします。 教育総務課主事より、別紙「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」のとおり説明。

会 議 録

	以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。
嘉納委員	7 ページで文化財課の下に郷土博物館係があるかと思いますが、ヒストリートは郷土博物館の一館となるのでしょうか。
教育総務課長	ヒストリートは、総務部の所管となりますので、博物館の一館とはなりません。連携はしていくものと思われま。
嘉納委員	例えば市役所に総務部とかがあると思いますが、教育委員会の中には、教育総務部というのはないのでしょうか。7 ページを見てみると生涯学習課、文化財課、図書館は教育関係で教育部というのわかりますが、教育総務課とか施設課は、教育の中身というよりは、全体を作るような枠組みなので、教育総務部を作った方がしっくりくるんじゃないでしょうか。
指導次長	業務内容に沿った組織にした方がいいのではないかと。ことだと思いますが、人数が少ないので組織を作るというのが難しいところ。
嘉納委員	8 ページの令和 8 年度以降の組織機構図について、社会教育部、学校教育部があり、社会教育部の下に生涯学習課がありますよね。文科省の方でも社会教育という言葉を使った部局はなかったと思います。そのため、文科省の組織機構図も参考にしてもいいのかなというところと、考え方や概念の部分で社会教育という言葉と生涯学習という言葉は、どちらかというと生涯学習が広い意味となります。そのため、生涯学習部があり、そこに社会教育課があるのであれば話は分かるのですが、ここでは逆になっているので、令和 8 年度まで時間はありますので、その辺りも他の市役所とか文科省の部局を調べていただければと思います。

会 議 録

教育長	他に質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 19 号「沖縄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決定としてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 19 号について、原案のとおり決定いたします。
教育長	続いて、日程第 4、議案第 20 号「(仮称) 沖縄市生涯学習推進基本方針について」事務局より説明をお願いいたします。
生涯学習課長	それでは議案第 20 号「(仮称) 沖縄市生涯学習推進基本方針について」説明いたします。 生涯学習課長より、別紙「(仮称) 沖縄市生涯学習推進基本方針について」のとおり説明。 以上でございます。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はありませんか。
各委員	質疑なし。

会 議 録

教育長	それでは、議案第 20 号「(仮称) 沖縄市生涯学習推進基本方針について」は、原案のとおり決定としてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、議案第 20 号について、原案のとおり決定いたします。
教育長	続いて、日程第 5、報告事項「その他」です。休憩します。
教育長	再開いたします。これにて令和 6 年度第 15 回沖縄市教育委員会定例会の全日程を終了いたします。大変お疲れ様でした。